

それってDVではないですか？ ひとりで悩まず、ご相談ください！

問い合わせ：市民協働推進課（☎ 51・2188）

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとともに、社会全体で取り組まなければならない重要な問題です。今回の特集では、DVの実態などのほか、被害者の自立に向けた支援の取り組みについて紹介します。

■ DVに含まれる行為

種類	内容
身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げる、突き飛ばす、首を絞めるなど
精神的暴力	大声で怒鳴る、脅す、無視する、ののしる、ばかにするなど
性的暴力	性行為を強要する、ポルノ雑誌などを見せる、避妊に協力しないなど
社会的暴力	交友関係を制限する、外出をさせない、行動を監視する、勝手に携帯電話の履歴やメールをチェックするなど
経済的暴力	生活費を出さない、お金を使わせない、仕事をさせない、借金を強要するなど

DVとは、「親密な関係にある（または、あった）パートナーから一方的に受ける暴力のこと」です。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的・性的・社会的・経済的暴力なども含まれます（左表）。

DVを「自分とは関係のない、別世界での出来事」だと、とらえている方も少なくないかもしれません。しかし、現実には異なり、平成23年6月に実施した豊橋市男女共同参画に関する市民意識調査によると、女性の4人に1人は「過去にDVを受けたことがある」と答えています。

**DVは私たちの身近で
起きています**

DVの特徴とは？

DVは、配偶者、恋人、婚約者、同棲相手、元配偶者・交際相手など、主に男性から女性に対し振るわれる傾向があります。また、親密な関係での暴力であるため、被害が外から見えにくいという特徴があります。

「家庭内の問題だから…」 「自分が悪いのではないか…」 「自分さえ我慢すれば…」 と被害者が思い込んで、相談することをためらい、被害が深刻化するケースも数多くあります。

若い恋人たちの間で起きる「デートDV」

「デートDV」とは、交際の相手から受ける暴力のことで、高校生、大学生など若年層にも被害が及んでいます。束縛そくばくされることが恋愛ではありません。あなたや周囲の人は、恋人からの強制や支配に悩まされていませんか？

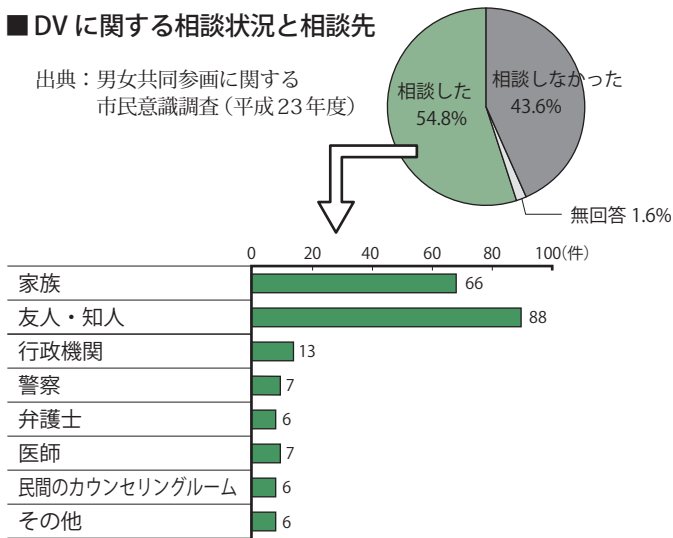
- ・服装をチェックされたり、指図されたりする
- ・一緒にいないとき、何度もメールや電話をしてくる

- ・いつもばかにされたり、傷つくようなことを言われたりする
- ・性的な行為を強要され、応じないと不機嫌になる



■ DVに関する相談状況と相談先

出典：男女共同参画に関する市民意識調査（平成23年度）



ひとりでも悩まず、相談することが大切です

前述の市民意識調査によると、被害者の約4割が「誰にも相談しなかった」と答えています。また、相談した被害者の主な相談先は、「友人・知人」が最も多く、次いで「家族」となっており、専門機関に相談した人は、非常に少ない状況です（左グラフ）。

DVは、当事者だけでは解決が難しい問題です。ひとりでも悩まず、困ったときは下表にある相談窓口に早めにご相談ください。また、身近にDVの被害に遭っている方がいたら、相談窓口へ相談するようアドバイスをお願いします。

あなたを助ける窓口があります

※秘密は厳守します

勇気を出して相談への一歩を踏み出しましょう！

市では、被害者にとって身近で安心して相談できる「DV相談窓口」を開設しました。女性相談員による助言を行うとともに、関係機関との連携を図り、被害者の自立に向けた支援に取り組みます。

内容	相談方法	とき	問い合わせ
DV相談	電話	月～土曜日（祝・休日、第3月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日を含む）、年末年始を除く） 午前9時～午後3時	豊橋市DV相談室 (☎33・9980)
	面接（予約制）	火・木曜日（祝・休日、年末年始を除く） 午前9時30分～午後3時30分	
女性の悩みごと相談（DV相談を含む）	電話（面接は原則予約制）	月～金曜日（祝・休日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時	愛知県女性相談センター東三河駐在室（☎54・5111 内線301）
女性の悩みごと相談	電話	月～土曜日（祝・休日、第3月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日を含む）、年末年始を除く） 午前9時～午後3時	豊橋市男女共同参画センター相談室（☎33・3098）
警察への相談	電話	24時間受け付け	豊橋警察署（☎54・0110）

身の危険を感じたとき、緊急時は110番へ！